

独立行政法人国立病院機構渋川医療センター
倫理審査委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人 国立病院機構渋川医療センターにおける臨床研究等を適正に推進するために、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）及び「独立行政法人国立病院機構渋川医療センター臨床研究等倫理規程」に基づき、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「独立行政法人国立病院機構渋川医療センター臨床研究等倫理規程」の定めるところによる。

(責務)

第3条 委員会の長は、倫理指針の対象となる研究（以下「倫理指針対象研究」という。）を実施する研究責任者等から実施又は継続の適否について審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより審査を行い、必要な意見を研究責任者等に文書により通知する。

- 一 職員が研究代表者又は研究責任者となる臨床研究等に関すること
- 二 その他

(組織)

第4条 委員会は、院長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を管理課に置き事務を担当する。

(運営等)

第6条 委員会の運営等については独立行政法人国立病院機構渋川医療センター倫理審査委員会手順書に従って行う。

(雑則)

第7条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は院長が

定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年3月26日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。(一部改正)

この規定は、令和3年9月17日から施行する。(一部改正)